

外国籍県民(がいこくせきけんみん)
かながわ会議(かいぎ)(**第**(だい)**11期**(き))
オリエンテーション資料(しりょう)

2020年(ねん)10月(がつ)11日(にち)

外国籍県民(がいこくせきけんみん) かながわ会議(かいぎ)について

設置要綱(せっちようこう)

第2条(だいにじょう)

外国籍県民(がいこくせきけんみん)としての立場(たちば)から協議(きょうぎ)・提言(ていげん)をする。
なお、外国(がいこく)に関(かん)する事項(じこう)は提言(ていげん)の対象外(たいしょうがい)である。

第4条(だいにじょう)

委員長(いいんちょう)及(およ)び副委員長(ふくいんちょう)は互選(ごせん)である。
委員長(いいんちょう)・副委員長(ふくいんちょう)はコーディネーターとしての役割(やくわり)をしてもらう。

第5条(だいにじょう)

委員(いいん)の自主運営(じしゅうんえい)である。原則(げんそく)は公開(こうかい)。任期中(にんきちゅう)に協議(きょうぎ)を
まとめ、知事(ちじ)に報告(ほうこく)する。

第6条(だいろくじょう)

特定(とくてい)の国(くに)や民族(みんぞく)の利益(りえき)を代表(だいひょう)するものではない。

外国籍県民(がいこくせきけんみん) かながわ会議(かいぎ)について

運営要領(うんえいようりょう)

第3条(だいさんじょう)
会議(かいぎ)は日本語(にほんご)を使用(しょう)する。

第5条(だいがじょう)
部会(ぶかい)を置(お)くことができる。

第6条(だいろくじょう)
公聴会(こうちょうかい)を開催(かいさい)し、幅広(はばひろ)い意見(いけん)の集約(しゅうやく)に努(つと)める。
また、かながわ国際政策推進懇話会(こくさいせいさくすいしんこんわかい)と協力(きょうりょく)・連携(れんけい)をする。

傍聴要領(ぼうちょうようりょう)

○詳しくは、資料(しりょう) 3から5を見(み)てください。



11期(き)開催(かいさい)のイメージについて

1～2か月(かげつ)に1回(かい)のペースで会議(かいぎ)を行(おこな)います。

主(おも)な予定(よてい)

回数(かいすう)	日程(にってい)	内容(ないよう)
1回目(かいめ) (今日(きょう))	2020年(ねん)10月(がつ) 11日(にち)	オリエンテーション、委員長(いいんちょう)・副委員長(ふくいんちょう)の決定(けつてい)
2回目(かいめ)	2020年(ねん)12月(がつ)から 2021年(ねん)1月(がつ)	部会分(ぶかいわけ)、部会長(ぶかいちょう)の決定(けつてい)、 進(すす)め方(かた)の検討(けんとう)
3回目(かいめ)	2021年(ねん)2月(がつ)から 3月(がつ)	提案内容(ていあんないよう)の協議(きょうぎ)、懇話会(こんわかい) との合同会議(ごうどうかいぎ)
8回目頃(かいめころ)	2021年(ねん)10月(がつ)から 11月頃(がつごろ)	オープン会議(かいぎ) 提言案(ていげんあん)を公表(はっぴょう)して、県民(けんみん)から 意見(いけん)を聞(き)く
発表・報告 (はっぴょう・ほうこく)	2022年(ねん)10月(がつ)から 11月頃(がつころ)	報告書(ほうこくしょ)の完成(かんせい)・発表(はっぴょう) 県(けん)へ報告書(ほうこくしょ)の提出(ていしゅつ)

○詳(くわ)しくは、資料(しりょう) 6を見(み)てください。

かながわ国際政策推進懇話会(こくさいせいさくすいしんこんわかい)との連携(れんけい)について

懇話会(こんわかい)とは・・・

○設置(せっち)の目的(もくてき)

- ・国際社会(こくさいしゃかい)の変化(へんか)に対応(たいおう)した神奈川県(かながわ)の国際政策(こくさいせいさく)の推進(すいしん)について、有識者等(ゆうしきしゃとう)の意見(いけん)を聴取(ちようしゆ)し協議(きようぎ)する。

○やること

- ・かながわ国際政策推進指針(こくさいせいさくすいしんしん)や国際政策(こくさいせいさく)の推進(すいしん)についての協議(きようぎ)。
- ・外国籍県民会議(がいこくせきけんみんかいぎ)との連携(れんけい)に関(かん)すること。

○委員(いいん)について

- ・人数(にんずう) 14人(にん)
学識経験者(がくしきけいけんしゃ)、関係団体(かんけいだんたい)代表(だいひょう)、外国籍県民(がいこくせきけんみん)代表(だいひょう)、市町村(しちょうそん)代表(だいひょう)、NPO・NGO等(とう)代表(だいひょう)
- ・会議(かいぎ)の回数(かいすう) 年(ねん) 3回程度(かいていど)
- ・任期(にんき) 2年(ねん)



かながわ国際政策推進懇話会(こくさいせいさくすいしんこんわかい)との連携(れんけい)について

○連携(れんけい)内容(ないよう)

(1) 合同会議(ごうどうかいぎ)の開催(かいさい)

「懇話会(こんわかい)」との合同会議(ごうどうかいぎ)の開催(かいさい)を、11期(き)の間(あいだ)に、2回程度(かいていど)予定(よてい)している。

「外国籍県民会議(がいこくせきけんみんかいぎ)」が考(かんが)えている提言(ていげん)について相談(そうだん)したり、発表(はっぴょう)して「懇話会(こんわかい)」から助言(じょげん)をもらう。

(2) 懇話会(こんわかい)委員(いいん)のサポート

「外国籍県民会議(がいこくせきけんみんかいぎ)」から依頼(いらい)をし、「懇話会(こんわかい)」委員(いいん)に「外国籍県民会議(がいこくせきけんみんかいぎ)」の出席(しゅっせき)や助言(じょげん)をもらう。

「外国籍県民会議(がいこくせきけんみんかいぎ)」委員(いいん)には、「懇話会(こんわかい)」各委員(かくいいん)の専門分野等(せんもんぶんやとう)を記載(きさい)したリストを渡(わた)す予定(よてい)。

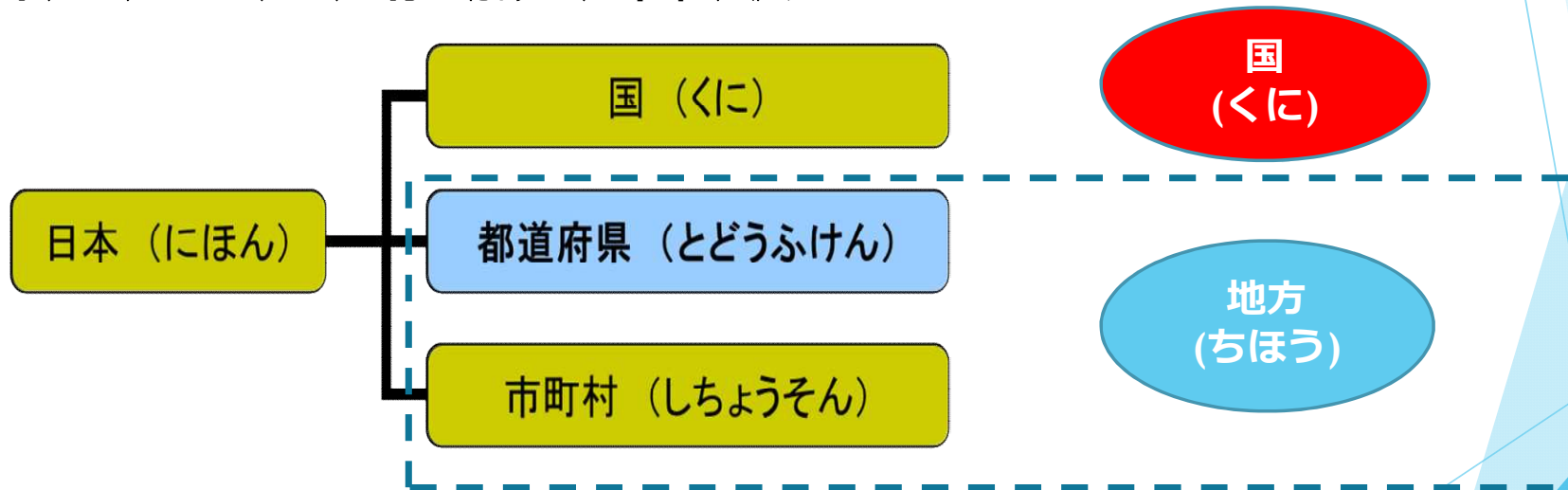


○詳しくは、資料(しりょう)7を見(み)てください。

県(けん)の仕事(しごと)について

神奈川県(かながわけん)へ提案(ていあん)をするために、
県(けん)の仕事(しごと)のイメージをもっておくことが大切(たいせつ)です。

1 日本(にほん)の政治(せいじ)・行政(ぎょうせい)の仕組み

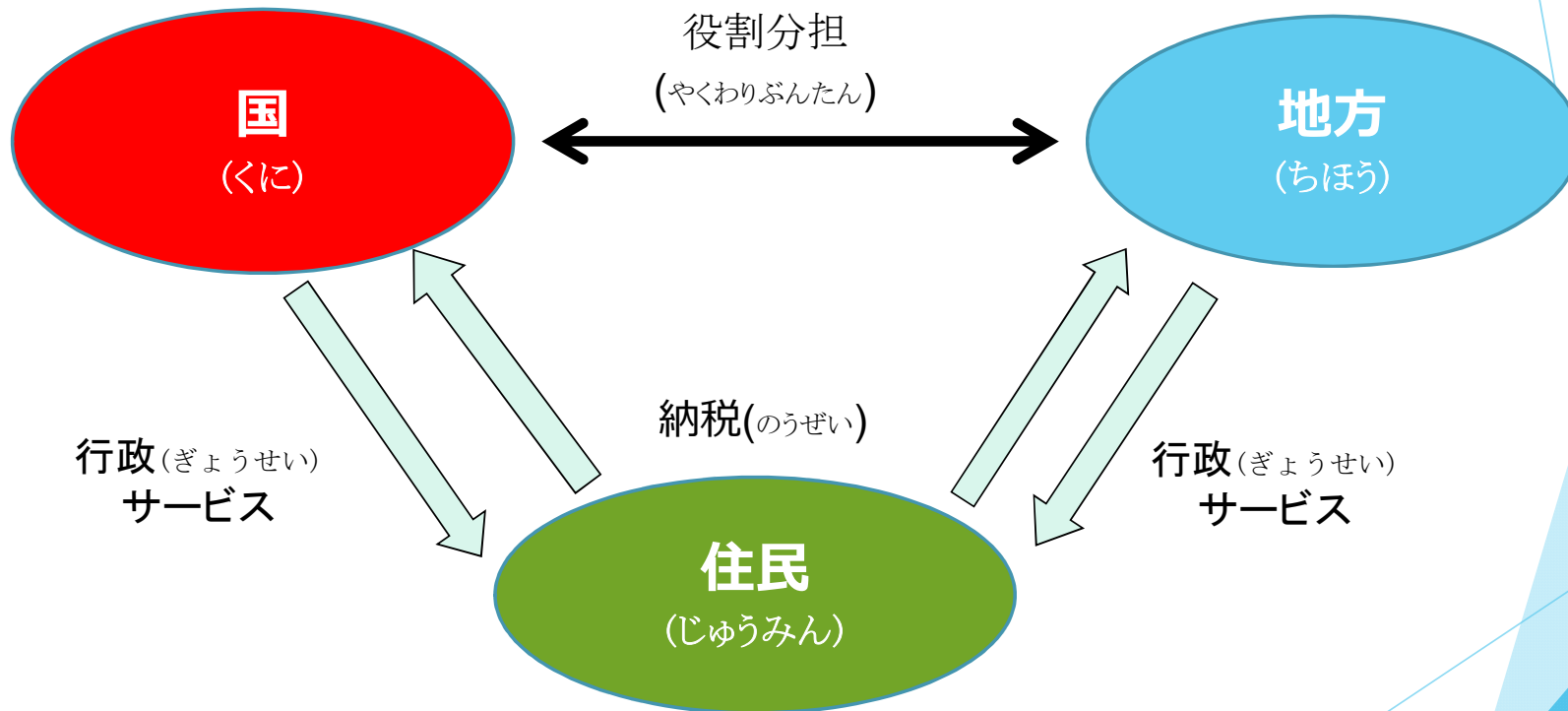


○日本(にほん)は国(くに)と地方(ちほう)がある。

○地方(ちほう)は、都道府県(とどうふけん)・市町村(しちょうそん)の2階層(かいそう)になっている。

県(けん)の仕事(しごと)について

2 国(くに)と地方(ちほう)



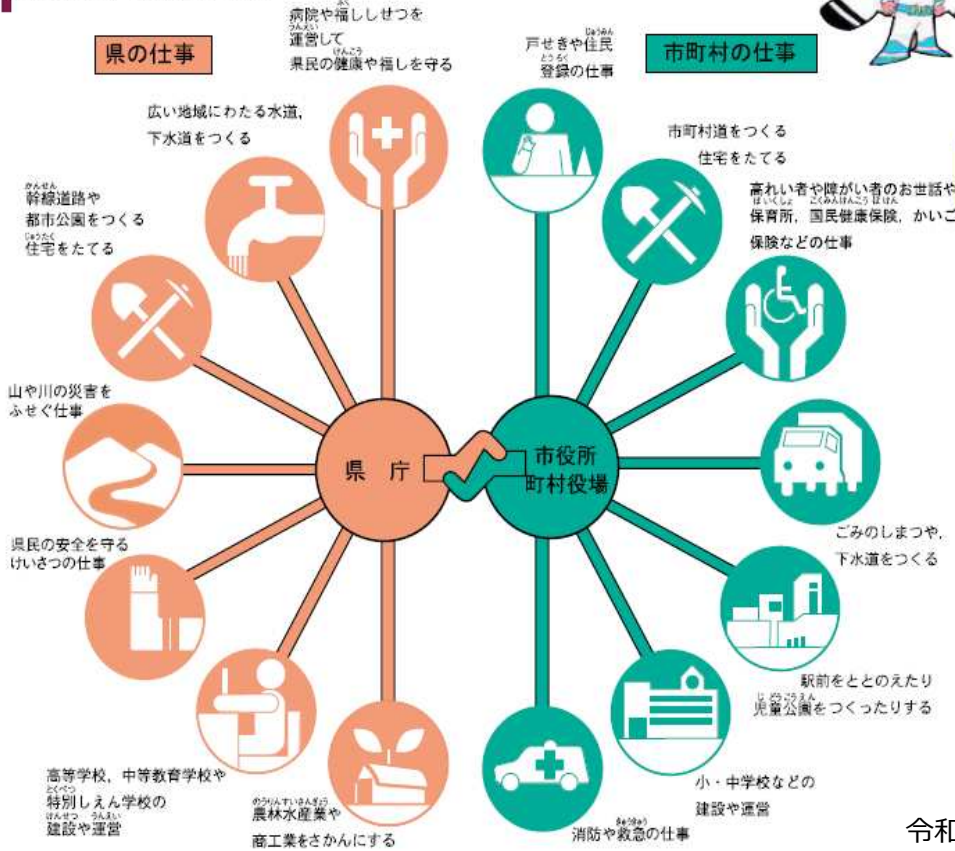
○国(くに)と地方(ちほう)は役割分担(やくわりぶんたん)をしており、地方(ちほう)は、国(くに)から独立(どくりつ)して、地域内(ちいきない)の問題(もんだい)を処理(しより)できる。

県(けん)の仕事(しごと)について

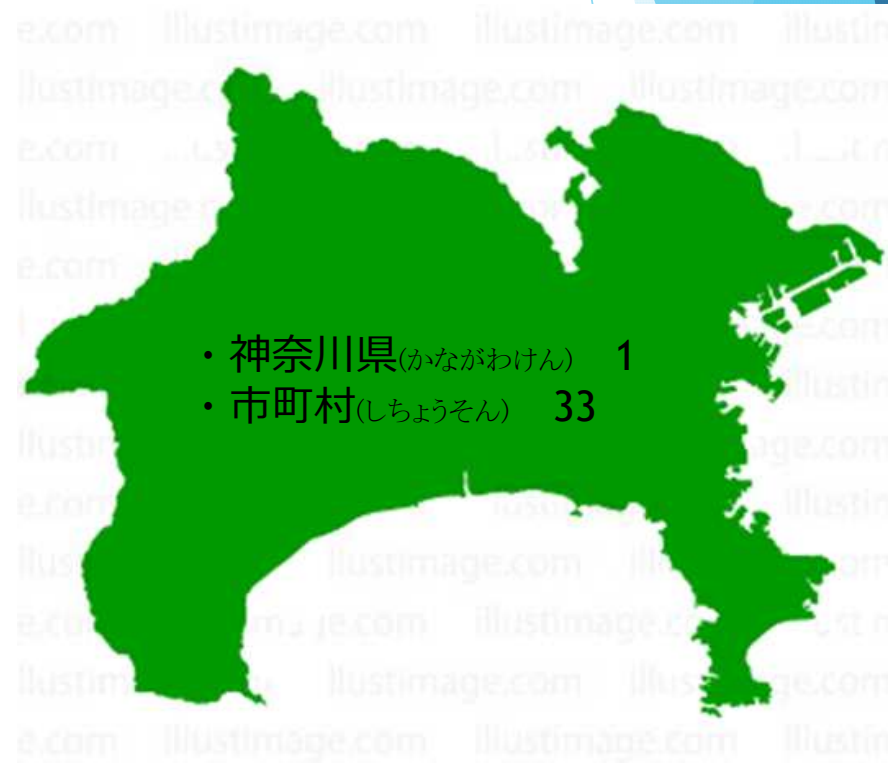
3 県(けん)と市町村(しちょうそん)

県の仕事, 市町村の仕事

他にも県と市や町や村はどのように仕事を分たんしているのかな。



5章 県庁のしくみと仕事



県(けん)の仕事(しごと)について

4 まとめ



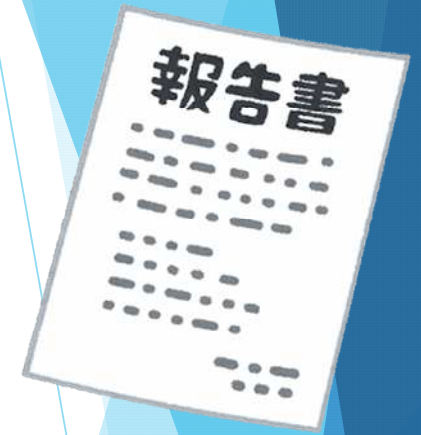
- 県(けん)と市町村(しちょうそん)は地方(ちほう)であり、役割(やくわり)を分担(ぶんたん)して仕事(しごと)をしている。
- 市町村(しちょうそん)では地域住民(ちいきじゅうみん)の毎日(まいにち)の生活(せいかつ)にかかわる身近(みぢか)な仕事(しごと)をしている。
県(けん)では、一つ(ひとつ)ひとつの市町村(しちょうそん)では難しい(むずかしい)大(おお)きな仕事(しごと)や、いくつかの市町村(しちょうそん)にまたがるような仕事(しごと)をしている。
- 市町村(しちょうそん)と県(けん)は、対等(たいとう)な関係(かんけい)である。
(上下関係(じょうげかんけい)はない)

○詳しくは、資料(しりょう) 8 を見(み)てください。

施策化状況(しさくかじょうきょう)について

第(だい)10期(き)外国籍県民(がいこくせきけんみん)かながわ会議(かいぎ)について

- 15の国(くに)・地域(ちいき)の出身者(しゅっしんしゃ)20名(めい)の委員(いいん)で構成(こうせい)
- 2016年(ねん)11月(がつ)に活動(かつどう)をスタート
- 情報提供(じょうほうていきょう)・就労(しゅうろう)部会(ぶかい)と
子育て(こそだ)て・教育(きょういく)部会(ぶかい)の2部会(ぶかい)に
分(わ)かれて協議(きょうぎ)を行(おこな)い、6つの提言(ていげん)
をまとめた
- 2019年(ねん)5月(がつ)に最終報告(さいしゅうほうこく)である
「共(とも)に創(つく)る真(しん)の多文化(たぶんか)共生(きょうせい)
社会(しゃかい)をめざして」を知事(ちじ)へ提出(ていしゅつ)



施策化状況(しさくかじょうきょう)について

提言(ていげん)について

- 提言(ていげん) 1 多言語情報(たげんごじょうほう)の電子化(でんしか)および周知(しゅうち)
- 提言(ていげん) 2 外国人(がいこくじん)と行政(ぎょうせい)の間(あいだ)のコミュニケーション促進(そくしん)
- 提言(ていげん) 3 外国人(がいこくじん)への就労(しゅうろう)サポート体制(たいせい)の強化(きょうか)
- 提言(ていげん) 4 「外国人(がいこくじん)子育てひろば(仮称(かしょう))」設置(せっち)
- 提言(ていげん) 5 学校現場(がっこうげんば)での多文化共生教育(たぶんかきょうせいきょういく)の推進(すいしん)
- 提言(ていげん) 6 県立高等学校(けんりつこうとうがっこう)における外国(がいこく)につながる生徒(せいと)への支援充実(しえんじゅうじつ)

○詳しくは、資料(しりょう) 9から11を見(み)てください。

御清聴(ごせいちょう)ありがとうございました。